

## 安全運転管理者等講習に関するよくある質問

**Q 安全運転管理者等講習はどのようにして受講すればよいですか。**

A 講習日の概ね1か月前に公安委員会から講習通知書が届きますので、安全運転管理者講習通知書又は副安全運転管理者講習通知書の2枚目の「受講票」に神奈川県収入証紙を貼付し、身分証明資料（運転免許証、保険証等）、筆記用具を持参の上、指定された日に受講してください。

神奈川県収入証紙で納付する受講料の額は、安全運転管理者4,500円、副安全運転管理者3,000円です。

なお、神奈川県収入証紙は、当日会場内に設置する受付でも購入することができます。

**Q 安全運転管理者等講習の通知が届きましたが、指定された日には都合で受講できません。どうすればよいですか。**

A 指定された日時、場所で受講できない場合は、講習通知書に同封した「講習のご案内」裏面の法定講習日程表又はホームページに掲載された法定講習日程表の「指定者以外受講可」欄に★印がついている日に受講することができます（会場の収容率を50%以下となるよう指定しています。★印以外の会場は収容率50%を超えるおそれがあるのでご遠慮ください。）。

事前の予約や連絡は必要ありませんので、郵送された安全運転管理者講習通知書・受講票又は副安全運転管理者講習通知書・受講票をそのまま持参して受講してください。

なお、どの会場にあっても受付時間や講習の時間割は同一となっています。

**Q 安全運転管理者等講習の通知が届きましたが、前任者の名前で届いています。新しい安全運転管理者等が受講できますか。**

A 講習通知書は、発送日のおおむね2か月前までに公安委員会に届出されている情報を基に作成しています。このため、警察署に選任・解任届をしているにもかかわらず前任者の名前で通知される場合がありますが、新しい安全運転管理者又は副安全運転管理者の方が受講してください。

その際、受講票（通知書の2枚目）の備考欄に新しい管理者名を記入してください（会社名の変更、県内間での所在地の変更も同様です。）。

なお、受講票に記載しただけでは安全運転管理者又は副安全運転管理者の届出がされたことになりません。公安委員会への届出が完了していない場合は、事業所を管轄する警察署で速やかな手続をお願いします。

**Q 安全運転管理者講習通知書・受講票又は副安全運転管理者講習通知書・受講票をなくしてしまったのですが、どうすればよいですか。**

A 指定された講習日又は法定講習日程表の「指定者以外受講可」欄に★印がついている日の当日、会場内に設置する受付で通知書等を紛失した旨申し出てください。受講会場で受講票を記載していただきます。事前の予約や連絡は必要ありません。

受講当日は、受講料、身分証明資料（運転免許証、保険証等）、筆記用具を持参してください。

なお、安全運転管理者証番号を確認させていただきますので、安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を持参していただくか、安全運転管理者証の左上に記載されています番号を控えてお越しくください。

**Q 安全運転管理者講習通知書又は副安全運転管理者講習通知書がまだ届いていませんが、受講することはできますか。**

A ホームページに掲載された法定講習日程表の「指定者以外受講可」欄に★印がついている日に受講することができます。受講当日、会場内に設置する受付でその旨申し出てください。受講会場で受講票を記載していただきます。事前の予約や連絡は必要ありません。

受講当日は、受講料、身分証明資料（運転免許証、保険証等）、筆記用具を持参してください。

なお、安全運転管理者証番号を確認させていただきますので、安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を持参していただくか、安全運転管理者証の左上に記載されています番号を控えてお越しくください。

**Q 講習日は仕事の都合があり、途中で帰りたいのですがよいですか。**

A 途中で退席された場合は、退席された後の講習内容を後日他の会場で受講していただきます。受講時間を通して受講できない場合は、受講日を変更してください。

**Q 安全運転管理者等講習は必ず受講しないといけないのですか。**

A 安全運転管理者又は副安全運転管理者に選任されますと、年度ごとに1回、公安委員会から安全運転管理者等に関する講習の通知書が郵送されます。通知を受けた事業所の安全運転管理者又は副安全運転管理者の方は、必ず受講してください。

道路交通法第74条の3により、自動車の使用者は、「公安委員会から通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。」と、受講させる義務を負っています。

安全運転管理業務に必要となる重要な講習ですので、年度内に1度、必ず受講するようにお願いします。

**Q 安全運転管理者又は副安全運転管理者の代理の者が受講することができますか。**

A 代理の方が受講することはできません。

道路交通法で定められた法定の講習です。通知を受けた事業主（自動車の使用者）は、当該安全運転管理者又は副安全運転管理者に当該講習を受けさせなければならないので、それ以外の方が受講することは認められていません。

**Q 新型コロナウイルス感染症の情勢により安全運転管理者等講習が中止になる場合、中止の連絡はどのようにされるのですか。**

A 講習については、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に則り対応しているところですが、実施方針が改正されたときや会場となる施設が閉鎖となったときに、中止又は延期になってしまう事態が予想されません。

この場合、安全運転管理者講習通知書又は副安全運転管理者講習通知書に同封した講習日程により、中止又は延期となる日に受講するよう指定されていた方には、はがき等で中止連絡をいたしますが、法定講習日程表の「指定者以外受講可」欄に★印がついている日等に日程を変更された方には中止連絡をお届けすることができません。

おそれいりますが、受講の前日には必ずこのホームページで、講習の開催の有無を確認してください。

**Q 安全運転管理者等の変更や届出事項（所在地等）の変更手続の注意点について教えてください。**

A 安全運転管理者又は副安全運転管理者を変更する場合や会社名、所在地等の変更がある場合は、公安委員会への届出義務があります。変更後15日以内に事業所を管轄する警察署へ選任・解任届や変更届の提出をお願いします。詳しくは事業所を管轄する警察署の交通課交通総務係にお問い合わせください。

届出が完了していない場合は、法定講習を受講することができなくなることがありますので、事業所を管轄する警察署で速やかな手続をお願いします。

**Q 安全運転管理者を選任しないと罰則があるのですか。**

A 道路交通法で、安全運転管理者や副安全運転管理者の選任・届出等に関して罰則が定められています。

- ・ 規定の車両台数を保有しているにもかかわらず、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任しない場合  
→自動車の使用者及び法人に対して5万円以下の罰金
- ・ 安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任・解任した日から15日以内に、定められた事項を公安委員会に届け出ない場合  
→自動車の使用者及び法人に対して2万円以下の罰金又は科料